

静岡正社員転換・待遇改善実現プラン

計画期間等

- **計画期間**は、平成28年度(平成28年4月)～平成32年度(平成33年3月)の**5か年**とする。
- プランの着実かつ効果的な推進を図るため、プランの**進捗状況を毎年把握・公表**する。
- プランの**中間年である平成30年度に**、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、**目標値等を見直す**ほか、**状況等の変化に対応し、目標値等を見直す**こともあり得る。

取組目標・取組

(1) 正社員転換等について

① 不本意非正規雇用労働者の正社員転換等

目標

P.4

- ハローワークによる正社員就職・正社員転換数：
13万人（平成28-32年度累計）（平成26年度：25,452人）
- ハローワークにおける正社員求人数：60万人
（平成28-32年度累計）（平成26年度：119,025人）

取組

P.4~P.5

- ハローワークにおける正社員求人の積極的な確保や、正社員就職に向けた担当者制による支援等
- キャリアアップ助成金の活用促進による正社員転換等の推進
- 業界団体等に対する非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組についての要請
- 就業経験等に応じた公的職業訓練や地域のニーズに応じた成長分野で求められる人材育成の推進

静岡正社員転換・待遇改善実現プラン

取組目標・取組

② 対象者別の正社員転換等

ア. 若者等

目標

P.5

- 学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率
・平成28年度実績以上（平成28年度より実績把握）
- ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の
正社員就職率：85%（平成26年度：81.9%）

取組

P.5~P.7

- 若者雇用促進法の円滑な施行
- 新卒者等の新卒応援ハローワーク等における正社員就職の実現
- フリーター等へのわかものハローワーク等におけるきめ細かな職業相談等
- ニート等への地域若者サポートステーションにおける地方自治体、学校と協働した支援等
- ひとり親へのハローワークにおける就職支援や、就職に有利な資格取得支援、職業能力開発施策の推進等
- 雇用型訓練（OJTとOff-JTを組み合わせた実践的訓練）の推進等による若者の職業能力開発の推進
- 静岡県と連携した当県への就職促進とマッチングの強化

イ. 派遣労働者

目標

P.7

- 無期雇用派遣の増加：現状の比率から10パーセントポイント増
（平成24年：17.3%）
- 紹介予定派遣の増加：全事業所の9.3%
（平成25年度：全事業所数の7.1%）

取組

P.8

- 改正労働者派遣法の円滑な施行
- 経過措置期間中の専門26業務で働く方への相談対応
- 労働契約申込みみなし制度の円滑な施行、紹介予定派遣の活用の促進、紛争防止措置の周知啓発等

静岡正社員転換・待遇改善実現プラン

取組目標・取組

ウ. 有期契約労働者

目標 P.9

- キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数：3,500人（平成28-32年度累計）
（平成26年度：171人）

取組 P.9~P.10

- 無期労働契約への転換ルール、雇止め法理の周知等
- 助成金を活用した有期契約労働者の無期転換等の促進

エ. 短時間労働者

目標 P.10

- 正社員転換措置の履行確保のための事業所訪問
- 短時間正社員制度導入マニュアルの周知

取組 P.10

- パートタイム労働法に基づく正社員転換措置の好事例の収集等

③「多様な正社員」の推進

目標 P.10

- 事業所訪問等の際に短時間正社員制度導入支援マニュアルの周知【再掲】

取組 P.11~12

- 職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、就業規則の規定例及び好事例の周知
- 事業所訪問による短時間正社員制度導入支援マニュアルの普及等

(2) 待遇改善について

目標 P.12

- ユースエール認定企業の数：20社（平成26年度若者応援宣言企業：194社）
- パートタイム労働者活躍企業宣言サイトの周知
- 職務評価の実施ガイドラインの普及

静岡正社員転換・待遇改善実現プラン

取組目標・取組

① 非正規雇用労働者共通の待遇改善

取組

P.12~15

- 最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援
- キャリアアップ助成金の処遇改善コース・人材育成コースの活用促進等による待遇改善・職業能力開発の推進
- 妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いへの厳正な対応
- 職場におけるセクシャルハラスメント対策の推進
- マタハラ、セクハラ、パワハラ等に対する相談に対し迅速に対応するため総合労働相談の拡充
- 労働条件の確保・改善対策の推進、雇用管理改善による魅力ある職場づくりの推進

② 対象者別の待遇改善

ア. 若者

取組

P.15

- 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた学生・生徒等に対する労働法制の周知・啓発
- 若者の雇用管理改善の促進、ユースエール認定制度の推進

イ. 派遣労働者

取組

P.15~16

- 労働者派遣法に基づく均衡待遇の推進
- 教育訓練、キャリアコンサルティングの実施等
- 偽装請負など違法派遣に対する厳正な行政指導、許可制の運用等

ウ. 有期契約労働者

取組

P.16

- 労働契約法第20条の趣旨及び規定内容について、周知徹底の強化や関連する判例の必要な情報収集の実施

エ. 短時間労働者

取組

P.16~17

- パートタイム労働法の確実な履行
- 雇用管理改善や均等・均衡待遇等に取り組む事業主等への支援
- 短時間正社員制度に係る情報提供